

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

長 門 市

目 次

長門市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険.....	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	5
9	障 害	5
10	介 護.....	6

長門市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	市民活動推進課生活安全班 (市役所1階 6番窓口) TEL 0837-27-0154
--	--

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等支援金	犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。 ・障害見舞金 10万円 ・遺族見舞金 30万円	市民活動推進課生活安全班 (市役所1階 6番窓口) TEL 0837-27-0154

3 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民窓口課 医療給付班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1129
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民窓口課 保険年金班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1130
(3) 国民健康保険税(料)の減免	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	市民窓口課 保険年金班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1130

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民窓口課 保険年金班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1127
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	市民窓口課 保険年金班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1127
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	市民窓口課 保険年金班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1127

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 税務課 市民税班 (市役所1階 7番窓口) TEL 0837-23-1124
		【固定資産税の減免】 税務課 固定資産税班 (市役所1階 7番窓口) TEL 0837-23-1125
		【市税の納付相談】 税務課 徴収対策室 (市役所1階 7番窓口) TEL 0837-23-1126

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民窓口課 戸籍・住民記録班 (市役所1階 1番窓口) TEL 0837-23-1128
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課 住宅班 (市役所2階 2番窓口) TEL 0837-23-1186
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0837-23-1600
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	地域福祉課 保護班 (市役所1階 3番窓口) TEL 0837-23-1155
(5) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合など相談に応じます。	【納付相談】 管理課 サービス班 (市役所2階 5番窓口) TEL 0837-23-1169
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	長門市消費生活センター (市役所1階 6番窓口) TEL 0837-23-1115
(7) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	長門市消費生活センター (市役所1階 6番窓口) TEL 0837-23-1115

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	子育て支援課 こども家庭センター (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-22-1225
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 こども家庭支援班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1187
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども(保育園等に入所していないこども)を保育します。	子育て支援課 保育班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1156
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	子育て支援課 こども家庭支援班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1187
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子育て支援課 こども家庭支援班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1187
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 こども家庭支援班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1187
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	子育て支援課 こども家庭支援班 (市役所1階 5番窓口) TEL 0837-23-1187

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	子育て支援課 保育班 (市役所 1階 5番窓口) TEL 0837-23-1156 長門市ファミリーサポートセンター TEL 0837-23-1610

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康増進課 (長門市保健センター) TEL 0837-23-1133
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	地域福祉課 障害者支援班 (市役所 1階 3番窓口) TEL 0837-23-1243
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	市民活動推進課 市民相談班 (市役所 1階 6番窓口) TEL 0837-23-1299
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長門市地域包括支援センター (市役所 1階 2番窓口) TEL 0837-23-1244 長門市東地域包括支援センター TEL 0837-27-0410 長門市西地域包括支援センター TEL 0837-33-2020

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	地域福祉課 障害者支援班 (市役所 1階 3番窓口) TEL 0837-23-1243

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	地域福祉課 長門市障害者虐待防止センター (市役所 1 階 3 番窓口) T E L 0837-23-1243

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【後期高齢者医療保険料の減免】 市民窓口課 保険年金班 (市役所 1 階 1 番窓口) T E L 0837-23-1130 【納付相談】 市民窓口課 保険年金班 (市役所 1 階 1 番窓口) T E L 0837-23-1246
(2) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 市民窓口課 保険年金班 (市役所 1 階 1 番窓口) T E L 0837-23-1130 【納付相談】 市民窓口課 保険年金班 (市役所 1 階 1 番窓口) T E L 0837-23-1130
(3) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	高齢福祉課介護支援班 (市役所 1 階 2 番窓口) T E L 0837-23-1158